

日本年号の改元手続の一考察

— 改元定を中心に —

王福順

摘要

年号は元号ともいう。東洋における紀年法の一種で、一定の起算点元を定めて、一定の呼名をもって年数を数えるものである。改元を行なう手続や儀式を総称して「改元定」という。日本の年号制度は7世紀の律令体制形成過程で取り入れられ、8世紀初頭の大宝建元と律令法施行により法的確立を見た。朝廷における改元の手続は、平安時代に確立され、それが12世紀末から19世紀中葉にいたる中近世にも基本的に受継がれている。すなわち、王朝時代の改元手續として、まず年号の勅定方法について、改元は朝廷の重事である。従ってそれ相応の順序を踏んで行われるのである。まず改元の日取りをあらかじめ定めて、その数日あるいは十数日前に朝臣中の式部大輔・文章博士らの学識ある者2名～7名に、年号勘者の宣下が下される。勘者は出典を付して年号候補を勘申するが、この場合、候補年号についての出典は経史の文より好字を選ぶのである。かくして選ばれた候補年号に対して、宮廷の陳の座に諸卿を召して評議のうえ、優れた年号を選ぶのである。ここでは、互いに論難し合うため、これを難陳の儀という。その結果選ばれたものが、蔵人より奏聞され、御裁可を経て改元定が行われ、さらに吉書の奏があって天下に公布されるのである。武家時代の改元手續として江戸時代の年号は文字案を京都で菅原家の儒者が勘申し、それを審議した幕府からの報告と仗議の結論に基づいて新年号が定められた。従って、最終的な決定の権限は、形式的であれ、常に天皇が保持していた。しかしながら、朝廷に僅かに残されていたとされる改元の権利についても、全国への施行は幕府が行なっていた。

キーワード：年号、改元手續、改元定、王朝時代、武家時代。

日本年號改元手續之探討

— 以改元定爲中心 —

王福順

摘要

年號即古代帝王爲記錄在位的年數而設立的名號或歷朝帝王紀元所立之年號，在日本或稱爲元號，是指從某一時點起算，而計算年數的特定稱號。實行改元手續或儀式之總稱，謂之「改元定」。日本的年號制度，是在七世紀律令體制形成過程中所採用；而在八世紀初，隨大寶年號之建立及施行律令法律，而建立法制化。朝廷中之改元手續，確立於平安時代，而延續至中近世紀（十二世紀末至十九世紀中葉）。

王朝時代之改元手續，首先是年號之敕定方法。改元是朝廷之重要大事，當然有其一定的處理程序。首先議定改元之日期，在改元之前幾日或十數日前，向朝臣中二至七名之後式部大臣、文章博士等學者，頒布年號勘者詔。勘者則附上出典處，提出年號候補名稱。年號候補名稱之出典處，大致從中國經史古籍中找尋佳字。隨後，就選出之候補名稱，在宮廷之陣座中，召集諸卿臣進行評議。最後，選出最適當之年號。此時，針對年號相互之辯論、批評，謂之「難陳之儀」。選出之年號，透過藏人奏聞皇上，裁可後，才進行改元定儀式，最後，經吉書之奏而公告天下。武家時代之改元手續，大致上，延續王朝時代方式，但幕府則干預年號之決定。以江戶時代的年號爲例，在京都由菅原家之儒者，提出文字案，再依幕府審議之結果，訂定新年號。因此，年號之最終決定權，形式上，是天皇所擁有，但在朝廷中唯一僅有之改元權利，甚至向全國發布施行等，其政治實權實已由朝廷轉至幕府。

關鍵詞：年號、改元手續、改元定、王朝時代、武家時代。

1. はじめに

年号とは何か。今日でも年号も元号も同じものとされているが、そう解釈してよいかどうか。とりあえず、主な辞典の説明を調べてみよう。

年号：

中国歴代帝王爲記在位之年而立的名号。漢武帝以前、帝王以干支紀年、無年号。漢武帝始建年号。(『中国歴史辞典』)

歴代帝王紀元所立之名号也、始於漢武帝時。(『中文大辞典』) 年号は紀年法の一種。元号ともいう。(『国史大辞典』)

元号ともいう。東洋における紀年法の一種で、一定の起算点元を定めて、一定の呼名をもって年数を数えるものである。(『日本歴史大辞典』)

年に名づける称号。(中略) 元号ともいふ。(『大漢和辞典』)

元号：

一般には年号と呼ばれる。(『日本史大事典』)(『平凡社大百科事典』)

元号は年号とも。紀年法の一種(『角川日本史辞典』)

中国・日本などで、ある時点から起算して年数を計算するための特定の称号。「大化」「昭和」の類。(中略) 年号。(『日本国語大辞典』)

これによれば、年号は元号と同義語的に扱われていると考えられる。

本稿の課題は、年号を使用する意味を東アジアにおける歴史の中に探し、とくに日本年号制度の改元定を解明することにある。

2. 王朝時代の改元手続

改元を行なう手続や儀式を総称して「改元定」という。日本の年号制度は 7 世紀の律令体制形成過程で取り入れられ、8 世紀初頭の大宝建元と律令法施行により法的確立を見た。しかし、新しい年号は、どのような手続や儀式をふまえて制定されたのであろうか。その当時、のみならず奈良時代から平安初期の年号に関して、大化・大宝に始まる日本年号史の上で六国史に改元記事は見えるが、改元手続まで詳細な記事がないため、明確なことは分らない。ところが、平安中期以後のこととは、宮廷の儀式書や公家の日記類に詳しく見える。

改元定を記した記録の中で、現存する最も古いのは村上天皇治世の晩年にできた『新

儀式』や、ほぼ同じ頃の応和年間、源高明が撰修した『西宮記』である。年号の制定方法を知る上で、両書の記事は基本的なものになるので、全文を以下のように掲げることにする（文中カッコ内の文字は原史料の割行を表わす。以下注記しない）。『新儀式』には、

践祚明年有改元事（年内改元非礼、誤也）

預先大臣奉仰、召文章博士二人、令勘申年号字、奏聞、勅定下給、又大臣令内記作詔書、先奏其草、次献清書、御画日畢、下所司、納言覆奏之事、皆同他詔書、（或詔末曰赦免）又或拵嘉瑞、或以変動、一代之間再有改元、其儀亦進之、此詔相加赦免、或賑之、¹

とあり、『西宮記』の「改年号」には、

京内詔書出後、不待覆奏用之、御即位後、明年改年号、仁和天皇崩、三年改元。大臣奉勅、仰文章博士令勘申年号奏聞、勘定之後、仰内記令作詔書、奏草及清書、賜御画日下中務、中務度案於太政官連署、大納言覆奏了、下施行官符（下略）²

と記されている。両書の記事内容は、ほぼ同じ趣旨といつてよい。これによれば、平安中期初の状況として、代始改元は踰年を慣例としていたが、それ以外に祥瑞や災異や革命や革令等による改元も再々あり、その手続はほぼ同様であった。その手続としては、まず天皇の勅を受けて大臣が文章博士（2人）に年号の文字を勘申させ、天皇に奏聞する。次に、それらの文字案から新年号を勘定・勅定するのであるが、その決め方は何も記されていない。ついで、改元の詔書は、内記が起草し、その清書に天皇が勅裁の日付を記入し、太政官で連署の上、大納言が覆奏し終ると、それを施行する太政官符が下された。京内では、その詔書が出たら、覆奏を待たずに新年号を用いた。なお、代始以外の改元詔書には、恩赦と賑給も書き加えられたこと等が知られる。

このような改元定の次第を経て、新年号が制定されるわけであるが、一連の儀式の次第で重要な事は、第一に新年号の制定は天皇の仰せを受けて始まる事であり、第

¹ 新訂増補故実叢書『西宮記』 明治図書出版社・吉川弘文館 昭和30年12月1日 238頁

² 新訂増補故実叢書『江家次第』 明治図書出版社・吉川弘文館 昭和30年発行 468-469頁

二にいかなる年号を採用するか、その最終的な決定は勅定によることであり、第三に新年号は詔書をもって発布されることである。「天皇の仰せによる改元の発動」や「年号の勅定」や「詔書による発布」等は、律令等に

は特別な定めはないが、六国史時代における改元の記事からもある程度看取し得るところであり、文武天皇朝の「大宝」年号以来、慣例として行われてきた不文の定式であったといえよう。

年号制定の次第を記録した文献の中で、平安後期の大江匡房が天仁年間に撰修した『江家次第』は、前二書に較べより詳細にその儀式次第を記している。とくに大きく異なる点は、公卿達が新年号の案を審議する「難陳」と呼ばれるプロセスを記していることである。同書卷18「改元事」を見てみよう。

大臣参陣奉仰、（或於里第奉之、実資例）仰式部大輔文章博士等令勘申年号字、（召陣可仰也、近例或令外記伝仰）可被改元日、大臣参陣定申（先仰外記令催諸卿）着外座令置膝突、外記進勘文、先乍居陣座、令藏人奏勘文等、次蒙可定申之仰、諸卿共定申、次令大弁讀之、定両三奏之（付藏人令奏）、重被仰此中可用何年号哉由、勘文留御所、又令奏一定（或依諸儒所進不快、自御所被給、延長、天曆、康保等例也）次被仰可令作詔書由（仰詞中被仰依其例由、代初無赦、自余多由赦之例、代々不同）大臣召内記仰其由（若無内記者、令儒者弁作之、先奏其由、弁副笏進之、上卿入外記管奏）次奏草（入外記管、殿上弁作時令外記内覽）次奏清書（黄紙）奏下後可披見御画日有無、次令外記召中務輔若丞給之（乍入管給之歟、若丞不候者、令外記伝給祿、希有例也）

次被下吉書（先官方、次藏人方）

詔書覆奏以前、京官用新年号、諸國者官符後用之、其施行官符給京官、二通者不騰詔書、給諸國八枚者騰詔書。

勘申年号事

々々

其書曰々々

々々

其書曰々々

右依宣旨勘申如件、官兼官姓朝臣名

菅家者、註年月日位等 余人者、如江家儀。

若有赦時、非常赦者、大臣召檢非違使佐以下一人、仰詔書施行以前可免見徒由、佐召檢非違使等相分向左右獄、佐或帶胡錄乘馬立於獄門、召出囚等仰之看督長、作法、佐仰云、依其事（若其變）殊以免給、各罷還本貫重犯不奉仕、為公御財調物備進礼、看督長曰、乎吉止囚等称唯、佐仰曰、早金丈取礼、常赦者別當奉之、令道志勘申可會赦之輩、後免之、

詔云、其改々々何年為々々元年宣政（宇文亡日）廣運（軍走）隆化（降死）大象（大人象）大葉（大苦未）元享（二月七日）天正（天一正）元始（不若）天漢（漢字宜水）治曆又因件例、³

これによれば、平安後期初の状況として、年号文字の勘申は、文章博士とともに式部大輔等にも仰せつけられたこと、改元詔書は内記がいなければ弁官が起草する場合もあったこと、改元定の後、官方と藏人方の吉書奏があつたこと、新年号の施行官符を諸国に下す際は、詔書の写しが添えられたこと、改元に伴い恩赦のある場合、非常赦と常赦では手続きが異なっていたこと等、『新儀式』『西宮記』を補う諸点が知られるだけでなく、両書には記事が全然ない「年号勘文」の書式や改元の審議過程のような記述も見られる。

この内、「年号勘文」の書式については、勅命を受けた諸儒（文章博士・式部大輔等）から提出され、『江家次第』の撰者匡房の立場から「江家之儀」を示したものである。その付記及び菅原長成編『元秘抄』等によれば、菅原家の様式は、冒頭の「勘申」と「年号事」を二行に書き、末尾に勘申の年月日を記し、署名の肩書に位階も加えることになっていたが、他の諸家は江家と同じであったという。

一方、改元の儀式は、次のように行われるというのである。まず、上卿が陣座において天皇の命を受けて式部大輔や文章博士等に、新年号の文字を奏進させる年号勘文の勘申を命ずる。そして、改元の事が行われる当日には、上卿が陣座に参り（外記をして諸卿を召さしめ）仗議を行う。上卿は下座に着し膝突を敷く。その上で、外記が年号勘文を進める。まず、公卿達は陣座に控えたままで、藏人に、年号勘文等を奏上させる。次に、新年号を選定すべき由の仰せを受けて、諸卿がそれぞれの意見を述べて、年号選定の仗議を行う。次に、この改元定の仗議定文を執筆者の大弁に読み上

³ 新訂増補故実叢書『禁秘抄考証』 明治図書出版社・吉川弘文館 昭和30年12月1日 170頁

げさせる。その上で、年号の候補を 2 ないし 3 に絞って藏人に奏上させる。重ねて、この中からどの年号を用いるべきかの下問を受けて、勘文は御所に留めたままで、更に僉議を行い、新年号を一つに定めて奏上する（学者達の進めた年号に適當なものがない場合には、天皇から適當な年号の指示がある場合もある。延長・天暦・康保等は、この例によるものであった）。

ついで、改元詔書を作成すべき由の仰せに従い、上卿が内記を召して、そのことを命じる。内記は改元詔書の草案を書いて奏上する。その後、更に清書を奏上する。その改元詔書が、天皇から返し下された時には、天皇の裁可の御画日の記入の有無を確認する。次に、外記をして中務輔或は中務丞を召さしめて、これを与える。最後に、吉書奏を下す。

上の如く、『新儀式』『西宮記』には見られなかつた公卿達による慎重な審議が行なわれることになっている。あくまでも、天皇の仰せを受けて改元の儀が開始され、最終的に勅定によって年号が決定され、詔書によって公布されるという建前は貫かれているが、実際は、文章博士等が勘申した新年号の案をもとに、公卿達が議論を尽してまず 2・3 のより吉たる年号を選び、一旦奏上し、重ねてその中で最もよい案一つを定め申せという仰せを受けて、更に審議して最終案一つを奏上するというパターンで、公卿達の審議が行なわれるのである。新年号が制定される過程の中で、このような公卿達による年号案の審議も重要なプロセスであると考えられる。

その故、順徳天皇が撰修した『禁秘鈔』の「改元」には、

代始改元、即位次年定事也、其外依大事有改元、職事官外記等承之、両文章博士、式部大輔、又可然儒卿少々擇申、諸卿於陣定申、職事奏其由、重可定申被仰、或有論言、定以前職事奏勘文、有御覽返給、年号字内可然年号無之時、旧勘文被下常事也、寛治度被申院、近代每度如此、嘉保自上被定歟、年号定之後、主上於朝餉令書給、其儀無別事、高檀紙書年号字、（一枚也）其後万人可書也、承暦元年也（不書月日、只年号バカリ也、元年字書也）次主上着御引直衣（張袴）出御晝御座、有吉書、官方（弁）藏人方（頭）自南間奏之、主上取之置御前、復座後披覽之、置御座前（文下向御方、異大臣）給之如例吉書、一切奏書時出御清涼殿、而近代略儀皆於朝餉有之、於改元吉書者、必可有出御也、延久元年、依入夜、於朝餉奏之、希代例也、承保元年、出御中殿、又大内記作詔書、先草、次清書、改

元後必有赦也、⁴

と記述しているように、『江家次第』の改元式に従い、改元定を行うことになる。その故、『古事類苑』には、次のような記事がみえる。

改元定ハ朝廷ノ重事ニシテ、其式ハ略一定シタリ、即チ改元ノ前数日ニ年号勘者宣下アリテ、式部大輔、文章博士、及ビ其任ニ勝ヘタル公卿等ヲシテ勘文ヲ獻ラシム、勘文ハ經史ニ据リテ、好字ヲ択ブモノナリ、既ニシテ諸卿ヲ召シ仗議セシメ、互ニ其優劣ヲ論争ス、之ヲ難陳ト謂フ、難陳ノ語ハ、藏人ニ付シテ奏聞シ、聖旨ヲ待チテ之ヲ決ス、改元定ノ前ニ必ズ条事定ノ式アリ、又改元定ノ後ニ吉書ノ奏アリ、此等ノ事、本ト改元定ニハ關係セザルコトナレド、中世以後ハ全ク恒例トシテ之ヲ行ヘリ⁵。

新年号の制定は、勅定を建前とする天皇の大権事項である。それ故、年号審議の勅命を受けた公卿達は、藏人を介して一々天皇の意向を伺いながら、慎重に議事を進めるのが常であった。いわゆる天皇親政の実が失われたと見られる攝関時代においても、「勅定」の建前は貫かれている。例えば、後一条天皇の万寿改元（1024）について、『左經記』治安四年（万寿元）七月十三日戊戌条には、「有改元事、先有勅、上達部択奉、藤宰相並両文章博士等、勘進年号字（爲政朝臣万寿、義忠嘉祥）等之間、可依勅定者、仰、重可定申最吉者、仰、依請、又令奏云、今年當革命否之由、諸道勘申雖不分明、依上達部申定、被改年号了、於詔書者其趣如何者、仰不可指當革命否之由、唯甲子年依可慎、有改元之由可作者、有頃右府進弓場、被奏詔書草清書等（先草）御画日了給之、於左仗召中務給之、退出」と述べている。記述の仕方は異なるが、『小右記』万寿元年六月八日甲子条にも、「今朝闕白（藤原賴通）使大外記賴隆（清原）被示送云、嘉祥改元在六月、不宜、其外無例、來月朔多吉日、彼間被行如何、報云、尤可然事也、去（七）月改元多例、就中改昌泰爲延喜在七月、以此由加達畢、宰相（藤原資平）來、又晚景來、別當（檢非違使別當藤原經通）來會、衝黒左頭中將（藤原公成）來仰云、

⁴ 前掲注(1) 155 頁

⁵ 増補史料大成『左經記』 臨川書店 昭和 50 年 9 月 30 日 449 頁

⁶ 大日本古記録『小右記』 岩波書店 昭和 62 年 1 月 16 日 24 頁

改元事來月朔可行者、一日定文付頭中将」⁷という記事がある。勿論、実際上の改元準備は藤原頼通の指揮により、右大臣実資等の意見を汲んで進められたものと考えられる。しかし、改元審議そのものは、勅命によって開始され、公卿が選び奏した原案のうち、最吉案を定め申すよう仰せ下され、公卿が決めた最終案をそのまま認められるという勅定のパターンがこの時も展開されている。

次に院政が開始され、上皇が治天の君として政治を左右するようになると、従来天皇に公卿の審議結果を奏聞し勅定を仰いできたのと同様に、上皇の仰せを仰ぎ、その意向が重んぜられて年号案の審議が進められ、形式的には今まで通り天皇にも奏聞し勅定を仰ぐことは行われても、実質的には院の意向によって新年号が決定されていった例がある。

院政は応徳三年（1086）十一月に白河天皇が譲位し、堀河天皇が八歳にして皇位についた時より始まったとされている。院政とは上皇が自ら国政をとる政治状態である。11世紀末の白河上皇に始まり、19世紀光格上皇の崩御にいたるおよそ700年間断続した。院政は摂関政治、或いは武家政治と異なり、天皇の委嘱手続きもなく、従つて、天皇の権能を代行するものでもない。譲位した上皇が、天皇の直系尊属親としての親権に基づく恣意によって行ったものである。院政を行う上皇を「治天の君」と呼ぶ。

院政に始まりについて、譲位後の上皇が国政に介入することは、すでに奈良時代以来よく見られ、孝謙上皇・平城上皇・宇多上皇などは特に著しかったが、それらは国政の一部に過ぎず、また独自の権力機構もなく、院政とは呼ばない。『愚管抄』に、後三条上皇が藤原氏撃討の目的で譲位後も政治を行おうとした説が説いて以来、後三条上皇院政開始説が長く信ぜられたが、確証はない。ただ天皇に藤原氏撃討の意図のあったことは確かであり、その後嗣に摂関家の外孫がなることを避けるために白河天皇に譲位し、その東宮に源氏所出の第二皇子実仁親王、次に同第三皇子輔仁親王を予定して崩御したが、白河天皇は後三条上皇の遺志を無視して、自分の児孫に皇位を伝えようと欲し、東宮実仁親王の没後に輔仁親王をさしおいて、幼少の皇子善仁親王を東宮に立てて即日に譲位し（堀河天皇）、その後見として次第に政治に発言し、やがて政務万般に及んだ。堀河天皇が崩御後、その皇子鳥羽天皇が即位したが、これまたわずか4歳の幼童であったので、引き続いで政務にあたった。輔仁親王は健在であり、し

⁷ 日本の時代史7『院政の展開と内乱』吉川弘文館 平成14年12月10日 8-37頁。日本の中世8『院政と平氏、鎌倉政権』中央公論新社 2002年11月15日 9-20頁。などによる。

かも聰明の聞えは年と共に高く、その周辺に集まる廷臣もまた少なくなり、脅威は依然去らなかつたからである。院政こうして始まつたとする説が有力である。

成立条件として、院政以前およそ 1 世紀半にわたる慣行では、幼少の天皇が即位すれば、外戚が摂関となって政治を代行し、長ずれば関白となって政治を執行した。院政期に入って幼帝が即位年齢は下がり、過半が 5 歳以下で即位し、六条天皇の 2 歳、近衛・安徳天皇 3 歳といった極端な例が現れているのである。基本的に天皇の即位を決定するのは、王家の家長である上皇であり、天皇の父・祖父などの直系尊属であったから、外戚が皇位継承に干渉する摂関政治に比べて、院政の場合、皇位への圧力はより直接的、より強力であった。

幼帝を推戴して天皇を弱体化し、母系・父系を問わず、親権によって天皇を無力化する点で、摂関政治と院政とは共通しており、しかもその親権は院政のほうが強力であった。院政を行う上皇を治天の君というが、治天の君が専制化する反面、天皇の地位は弱体化した。天皇は政治的に無能であるのが望ましく、無能であるためには、幼少年であるのが望ましかつた。だから「天子は春宮の如し」(『玉葉』)といわれた。天皇は春宮(東宮)、すなわち皇太子のようなもので、皇嗣に譲位した上で、治天の君として院政を行うようになって、初めて天皇の実を得るのである。白河天皇に関して、(『愚管抄』卷 2)に「この時、かく太上天皇にて予国知食す事久しき也」とあるのは大切である。それ以前から上皇の政治関与はあつたとしても、上皇の治世が多年継続したのは、白河以来である。白河は最初から院政を行う意図で譲位したのではない。白河の父の後三条は白河の皇太子には、白河の弟の輔仁親王を立てるよう遺言していた。しかし、白河は自分の子孫に皇位を伝えることを望み、遺詔に従わず、皇子の善仁親王を皇太子とし、即日譲位した。これが堀河天皇であるが、当時 8 歳の幼年であったため、白河が後見して政治に関与するようになり、堀河の没後、孫の鳥羽・曾孫の崇徳(いずれも 5 歳で即位)と幼帝が続き、その推移の中で院政という政治形態が定着していったのであり、幼帝の問題が院政と深く関係していることが分る⁸。

白河上皇が院において政治を執つた 40 余年間に限つても、14 度の改元が行われた。その最初は寛治(1087)改元(堀河天皇の代始改元)であるが、この時の詳しい記録は伝えられていない。次の嘉保改元については、『中右記』寛治八年十二月十五日壬午

⁸ 増補史料大成『中右記』1 臨川書店 昭和 50 年 9 月 30 日 214 頁

条に、「今夕有改元、兼日藏人弁仰左大臣、可撰申権中納言大江朝臣並文章博士等年号字者（中略）先令藏人弁時範奏年号勘文、返給、可定申者、承德、承安、弘徳、天成、嘉保、此中承德、嘉保之間、可隨勘定者、仍以時範被申院並大殿、可用嘉保者、是江中納言被撰申也、召大内記在良作詔（依疱瘡改元、承暦之例也）」⁹と記されている。公卿達が審議して承德と嘉保を定申し、この2年号のうちでよい方を「可隨勘定」として、藏人から「院並大殿」に報告している。その結果、嘉保がよいとして採用された。

従来、年号を決定するに当り、院の意向を窺うことはなかったが、この嘉保改元の時に初めて院に窺いをたてたのである。この時、上皇より年号案に関する強い関与があったとか、上皇の意見が特に重要視されたとかの詳細は不明である。院の意向を窺うことがどの程度のことか意味するのか分らないが、改元定が行われた前後の様子を記した『中右記』に何ら特別な記事が見えず、すんなりと嘉保に決定されている。それではこの嘉保改元以降、新年号の決定には必ず院の意向窺ったかというと、そうでもない。日記記録類にそこまで筆が及んでいないのかも知れないが、現存する史料からは、院の意向が反映した形跡のない改元がある。

例えば、嘉保の次の永長改元がそうである。『中右記』嘉保三年（1096）十二月十七日癸酉条によれば、「以藏人弁時範被下年号勘文（両文章博士、至江中納言勘文者、今朝付藏人宗仲被奏、從御所下給左大臣）、永長被撰上也（是江中納言被勘申後漢書文云々）、則勅許（内々被申大殿歟）、是依天延例可行者、彼時有天変地震也」¹⁰と記述するのみである。嘉保三年十二月九日に天変地震によって改元することになり、両文章博士並びに江中納言（大江匡房）に年号字を撰申すべき旨が仰せ下され、同月十七日に改元定が行われたが、公卿達の審議によって永長の1年号案が撰上され、これが直ちに勅許されている。普通は公卿達によって2・3年号案が選定奏上され、このうち最もよい案を定め申せという仰せを受けて、更に審議して最終案を奏上し、勅許を得るのであるが、この場合は違っていた。「則勅許（内々被申大殿歟）」とあるから、あらかじめ永長年号が撰上されることを内々に天皇側に知らせてあつたためか、直ちに勅許されたものである。ともかくこの間に、院が関与したり院の意向を窺った形跡はない。

康和六年二月十日には康和を改めて長治と改元された。『中右記』長治元年甲申二月十日条には、「今夜依可有改元定、諸卿參集、左内府、左衛門督、左兵衛督、源中納言、

⁹ 増補史料大成『中右記』2 臨川書店 昭和50年9月30日 332-333頁

¹⁰ 前掲注(9) 332頁

右兵衛督、下官、左大弁、左宰相中将（忠）左府被下年号勘文四通、籠一懸紙結申（江中納言、式部大輔正家朝臣、文章博士二人、在良、俊信撰申）、左府兼日奉仰下知儒者等被撰申、奏聞後有僉議也、次第見下又申上、承安、長治、此二間可隨勅定、申上了付頭弁被奏件旨、勘文同進上之、重仰云、件二年号中重可申上者、左衛門督以下承安可宜、左内府被申云、長治可宜、又仰云、可用長治、是依天變也、但依正曆例令作詔書、召大内記敦光被仰下件旨（下略）」¹¹とある。これによれば、この場合も改元定の間に院の意向を窺った形跡は見当たらない。しかし、この時は、改元された約一年前の康和五年二月二十四日に、法皇が右大弁藤原宗忠をして改元のことを権中納言大江匡房に諮問せしめている。このように、改元定の間に直接院に窺いをたてることはないが、その前後に、改元に関して院より何等かの関与がなされていることは、この頃しばしば記録に残されている。

長治の前の康和改元の時には、改元に先だつ約二ヶ月前の承徳三年（1099）六月十四日に、法皇が世間静かならざるを以て改元を閑白師通に諮っており、改元定が行われた八月二十八日には、鳥羽殿（法皇）が年号勘文 3 通を覽じている。ただし改元定そのものは公卿達が審議して勅定された。また長治の次の嘉承改元の時には、改元定の前日、長治三年（1106）四月八日に藤原爲隆が鳥羽殿に行き、改元の事を申している。翌九日の改元定については、『永昌記』同九日庚午条に、「今日可有改元事（去春彗星出南西方、仍任永祚長治例所被行也（中略））太宰帥大江卿、文章博士在良朝臣、實義朝臣等勘文各一通、卷籠一紙宣下之（懸紙一枚、籠二通結其中）、仰可定申之由、内府以下一々見下、依上卿命右大丞一々読申（終始勘文無別読様）、読了各定申（中略）令予奏聞此由、自御所被下旧勘文、正家朝臣所択申天祐、延寿、並在良朝臣所択申嘉承等間、前可定申、右大弁云、天祐者、唐亡宋興、其時代変改之年号也、延寿何事之有乎、又嘉承字、漢書云、嘉承天和者、天和字音可憚哉者、重以奏聞、已勅定畢、且依彗星变改元、以嘉承爲年号、依天喜例令草詔書者」¹²という記述がある。公卿達の審議結果を奏上したところ、御所より旧勘文が下され、天祐・延寿・嘉承のうちから定め申せとの命を受け、更に審議し奏聞したところ、「依彗星变改元、以嘉承爲年号」という勅定があった。この間に院へ窺うことはなかったが、宗忠は改元定が終ってから時を移さず鳥羽へ参じ、改元の事の委細を報告している。このように堀河天皇の時代

¹¹ 増補史料大成『永昌記』 臨川書店 昭和 50 年 9 月 30 日 21-22 頁

¹² 『大日本史料』第 3 篇之 10 東京大学出版会 昭和 46 年 4 月 1 日 231-232 頁

の改元では、院が改元定の審議や決裁に直接関与することはほとんどないが、その前後に院から改元についての諮問があつたり、年号勘文を見ると共に、改元定の様子を院に報告したり、前もって相談したりしているのである。

ところが、嘉承二年に鳥羽天皇が即位し、その代始改元にあつた天仁改元の頃より以降、院の改元に対する態度に変化が見られる。天仁度の改元定が行われている間に摂政藤原忠実が参院し、改元定の途中で院の意向を窺つた。彼の日記『殿暦』には、「爲房参院、余並爲房参御前、爲房人々定旨令奏院、其中左府択申正治天仁勝他、仍此二間重可択申由被仰下、爲房退了、猶余候御前、頃之爲房参入、申云、左府被申云、天仁能候、又人々云、天人聞候如何、上皇被仰云、天人聞可有憚者、尤可有憚、若不然者、有何事哉、又還参申云、無別憚者、仍改嘉承可爲天仁元年之由仰下了」¹³と改元の状況が詳しく記されている。

一方、『中右記』嘉承三年八月三日庚辰条には、次に示す。さらに詳細な記事がある。

今夕可有改元也、頭為房朝臣下年号勘文於左大臣、可定申之由所仰下也（件勘文三通、儒宗太宰帥卿大江匡房、文章博士在良敦光撰申也、籠懸紙一紙、結中被下、江帥書檀紙、依為公卿歟）、此間公卿多被參着、三四人着端座、一々見下、了左大弁讀上勘文（江帥勘文有年号六、先例不過三也、頗多如何）、一々可申上由左府被示、發語藤宰相（顕）申云、天仁承安可被用、左大弁（重）天永元徳、右宰相中将（顕）同左大弁、治部卿天永元徳、下官申云、帥卿所撰申元徳承安可宜歟、皇后宮權大夫（顕）源中納言（国）別當（能）右衛門督（宗）左衛門督（雅）藤大納言（経）右大將（家）民部卿（俊）内大臣以下皆被同下官定申、爰左大臣被定申云、帥卿年号之内正治天仁之間可被用歟、議了付頭為房朝臣以詞被奏（年号之定、以詞被申例也）、勘文同被返奏了、経數刻帰來（参院云々）、仰云、左大臣被定申二年号之中、重猶可撰申、人々多可被用正治之由被定申、予申云、此年号共不心得也、正治ハ反音詞也、頗有忌諱音也、天仁ハ音又通天人也、年号ハ或漢音或倭音共所被讀也、天人頗不得心、共不心行之中被用正治如何、人々多被同予詞、左大臣命云、天人ハ多樂之境也、不可為忌歟、予申云、天上与人間猶以不心行由執申、左府強不可為難之由重被奏聞、此間更漏漸蘭、雨脚殊甚、頭為房帰來仰云、可用天仁之由可令作詔書者、左大臣召

¹³ 増補史料大成『中右記』3 臨川書店 昭和50年9月30日 373-375頁

大内記敦光被仰下、則詔書草進之、付頭被内覽（殿下御于御前歟）、早可清書之由被仰下、召大内記被仰可清書之由、則持參清書、左大臣又付為房奏聞（乍在仗座被奏也）、御画了返給、召中務丞下給（乍入管給之）、次權弁申上年料米解文（吉書）、大臣見了返給、弁結申（左大臣命云、申給へ）、權弁称唯起座、於御直廬申殿下、又下申左大臣、返給、頭為房申吉書、又下申左大臣、下給權弁了（家司方權弁同申之）、左大弁存可有申文之由申上之処、左大臣命云、改元之夜必無申文、就中近代政始之日有申文也、仍被止了、人々退出、已及夜半¹⁴、

ここで記録された陣における改元定の状況と『殿暦』の両者を併せ見ると、この時に院の意向がいかに重ぜられたかがよく知られる。すなわち、改元定に出席した公卿14名中、内大臣以下9名が元徳か承安を支持したが、院の意向で左府源俊房が撰申した正治か天仁のうちから選び申すよう指示されたので、この2年号をめぐって再び難陳の議論がなされた。人々の多くは藤原宗忠と同じく、天仁は天人に通じ忌むべきであり、正治も忌みある諱音（反音詞也）であるが、そのうちでも正治の方を用いるべきと主張した。しかし、左大臣は「天人ハ多樂之境也、不可爲忌歟」と言い、重ねて院に奏上した結果、天仁に決したのである。この年号決定のプロセスから判断すると、従来天皇が改元定において果たしていた役割を院が代行しているかの如くである。これは鳥羽天皇が5歳にして即位した幼帝であり、実質的に白河法皇が代行したものと考えられ、院政の実を表わす現象といえよう。

鳥羽天皇の時代には、この後、天永・永久・元永・保安と改元されているが、いずれも改元の事情は天仁度に似ている。天仁三年七月十三日に改元定が行われ、天永と改元されるが、公卿達の審議がいったん終って「人々被申旨奏聞（被返上勘文）、攝政殿御于御直廬申事由、又被奏院歟」とあり、更に審議して「重被奏此旨、已及秉燭、熱氣殊甚、又被申院歟」¹⁵とあるから、天皇に奏聞すると共に院の意向も窺つたことが明らかである。

永久改元は天永四年七月十三日に改元定が行われた。その様子は『殿暦』に「両三定申、仍以頭弁奏院、又重可被尋之由有仰、仍重尋之、人七月々申云、永久爲吉、仍

¹⁴ 前掲注(13) 941-943頁

¹⁵ 『大日本史料』第3篇之14 東京大学出版会 昭和32年11月20日 217頁

重奏院、仰可然由、仍仰下了」¹⁶とあり、源師時の『長秋記』同日条には、「改元事（中略）内大臣、右大将、左兵衛督、別当、大蔵卿等追参仕、頭弁下年号勘文等、左府開見、人々伝下、左大弁読申、大蔵卿定申云、年号等中、長承、永久、共能候、就中永久特宜様覚候者、左大辨申云、永久、天治間何事候、大宮權大夫已上者同大蔵卿、此後召頭弁被奏此趣、左府申云、人々一同也、永久何事候、但又旧文中に可然之年号可被勘定、參上皇、歸參仰云、長承、永久共何事在、且此中一可指申也者、人々申云、永久吉候歟、頭弁歸參後、又歸來仰云、改天永四年爲永久元年者」¹⁷とあるから、新年号の決定が院の主導によることは確かである。勿論、天皇にも奏聞されたことは「此間隨勅定（中略）以頭弁被申、若此年号不叶御慮者被下旧文被撰申、又先例也。頭弁來云（殿下御于直廬又被奏院也）（下略）」¹⁸とあることによって明らかであるが、どちらかといえば形式的な手続きと見なすべきであろう。

元永改元については、『中右記』永久六年（1118）四月三日乙卯条に、「申時許外記来云、今日俄可有改元定、必可參仕由、頭弁所被仰下也者、可參仕由申畢（中略）次、頭弁下申年号勘文（三通籠一懸紙結申）内府披之、取一通令結申給、頭弁仰云、可定申者、見畢給予、披見之処、式部大輔在良朝臣、両文章博士敦光朝臣、永実等勘申年号也、見了伝次々人、皆畢可讀上由被仰、左大弁仍讀上了、次可定申者、左大弁申云、天承、大治、右兵衛督元永、久安、帥中納言、元永、承安、治部卿、元永、長寿、予申云、元永、保安、内府令申給云、元永者副勘文令申云、次頭弁被奏了、被申院間、暫以遲々、頭弁來仰云（後聞、依何之事、改元之由不仰云々）改元可用元永也、依天喜例可令作詔書」¹⁹という記事がある。これによれば、永久六年四月三日、俄かに改元定が行われ、出席公卿の意見が述べられた後、やはり天皇と共に、院も奏上されたことが知られる。

保安改元の場合も、『中右記』保安元年四月十日庚辰条に「頭弁申人々議趣返上勘文、被申院、頃而歸來云、人々申旨不同也、又多申上、猶重可定申者（中略）又被申此旨也（中略）頭弁來仰云、依御慎可有改元、以元永三年爲保安元年、依天喜例可作詔書、内府召藏人弁実光、可作詔書被仰下也（中略）今度改元頗不得心、近日天下豊年、偏

¹⁶ 増補史料大成『長秋記』1 臨川書店 昭和50年11月30日 103-104頁

¹⁷ 前掲注(16) 217頁

¹⁸ 増補史料大成『中右記』5 臨川書店 昭和50年9月30日 49-50頁

¹⁹ 同上 221-222頁

依御慎改元、未有此例也、或人密語云、算博士爲康、從御即位年及今年算計所、及今年夏可有御慎仍可改元申行云々、年号數漸多、此事強不可被行歟（中略）今日庚辰、日次不宜之由、先年唯令申出也、仍被尋例之所、庚辰改元例有其數也、先年申旨不得心事歟、今夜早可被行由申也」²⁰と記述することからすれば、院の意向によって改元定の審議が進められていったことが知られる。

以上の如く、白河院政期における年号制定について、鳥羽天皇時代の改元定には、ことごとく白河上皇が直接に関知した。従来天皇に公卿の審議の結果を奏聞し、勅定を仰いできたのと同様に、白河院の仰せを仰ぎ、その意向を重んじて審議が進められているのである。勿論、天皇にも奏聞し、勅定を仰ぐことは従来通り行われていることが確認ないし推定せられるが、その手順はあくまでも形式的であったようであり、実質的には院の意向を待たねば事が進まず、その仰せを受けて新年号が決定されていったものと考えられる。

3. 武家時代の改元手続

朝廷における改元の手続は、前述のごとく平安時代に確立され、それが12世紀末から19世紀中葉にいたる中近世にも基本的に受継がれている。すなわち、年号の勅定方法について、この点に関しては六国史に全く関係記事がないので、平安前期までの様子は皆目分らない。しかし、平安中期以降のことは宮廷の儀式書や公家の日記類に詳しく見える。まず年号の勅定方法について、改元は朝廷の重事である。従ってそれ相応の順序を踏んで行われるのである。まず改元の日取りをあらかじめ定めて、その数日あるいは十数日前に朝臣中の式部大輔・文章博士らの学識ある者2名～7名に、年号勘者の宣下が下される。勘者は出典を付して年号候補を勘申するが、この場合、候補年号についての出典は経史の文より好字を選ぶのである。かくして選ばれた候補年号に対して、宮廷の陳の座に諸卿を召して評議のうえ、優れた年号を選ぶのである。ここでは、互いに論難し合うため、これを難陳の儀という。その結果選ばれたものが、藏人より奏聞され、御裁可を経て改元定が行われ、さらに吉書の奏があつて天下に公布されるのである。

勿論、政治の実権が朝廷から幕府に移った武家中心の時代であるから、古來朝廷の

²⁰ 『園太曆』卷4 続群書類從完成会 昭和33年2月15日 202頁

専権事項とされてきた年号改元もそれぞれの時の幕府と無関係ではありえなかつたに違ひない。以下、各時代の概略を述べておこう。

幕府の改元干与は早く鎌倉期に始まる。延慶改元（1308）は「延慶又就関東申行、有其沙汰」²¹（『園太曆』文和九月二十七日条）と記録され、幕府の要請を受けて改元されたものである。鎌倉最末期の正慶改元（1332）（『花園天皇宸記（三）』）は、以下のようないい記事がある。

元弘二年四月二十八日丁卯、晴、今日國郡卜定並改元定也、先有卜定、上卿右大臣（久我長通）云々、及翌朝日出之程、親（平）名參、申年号字事、正長大略一同、其外嘉慶（右府・堀川大納言（具視）口口（正慶力）三条前中納言（実任）帥中納言（坊城俊実）、等云々、可為何様哉之由、自院御方、以親名被尋仰、朕申云、正長強無難之上、一同者勿論歟、但密々關東忌長字之由有風聞、若為實事者、可被憚歟、建長・応長等、關東有事之故云々、嘉慶者、嘉字先例不庶幾、正慶、一止之難堀川大納言頻申云々、為兩朝之旧難歟、然而度々被用之為嘉例、止慶之難、正曆・正治等雖可憚、已為佳例、何事有之哉之由申之、重仰云、可為正慶、其由欲仰下云々、庶心反之難、実任（三条）卿申之云々、人々不然之由陳之云々、此事不可為難之由勿論也、非庶非反勿論歟）²²

これによれば、正慶改元も関東の意向に配慮して選定されていることが分る。また元亨改元（1331）は、幕府が後醍醐の謀反を嫌ってこれを使用せず、旧年号の元徳で押し通した。室町幕府に入って尊氏はやはり後醍醐が関与した延元改元（1336）を嫌い、北朝に奏請して旧号の建武に復帰させている。觀応二年（1351）には尊氏が軍事上の理由から南朝と一方的に講和し、觀応号をも嫌って早くも同年九月、新帝御光嚴の即位の手順が終らない内に文和改元を強行させたことなどであった。南北朝に入つてからの北朝の改元を幕府との関係で見てゆけば、足利義満の治世以前において幕府の意志で改元させた明確な事例を一つだけ探し出すことができる。それは文和改元（1352）である。『園太曆（卷4）』觀応三年九月八日条に、「入夜頭弁仲房朝臣来、條々有勅問、一改元事、急可有沙汰之旨、武家執申之、仍今月中可有沙汰、代始即位以前改元邂逅歟」と見え、また同二十七日条には、「今日改元定也、即位已前改元不打任事

²¹ 史料纂集 80 『花園天皇宸記（三）』続群書類從完成会 昭和61年12月15日 272頁

²² 前掲注(21) 191-203頁

也、而總可有沙汰之旨、武家申之、剩及催促、依之、先日被問諸卿歟（下略）」²³とあることが知られる。こうして觀応三年は文和元年と改められた。鎌倉末以来の改元事例の大半は、幕府の都合で年号を改変させている状況なのである。天皇が一代毎に暦を替えるという改元の建前は全く崩れており、むしろ幕府の人心収攬策のための改元という性格が顕著になっている。頒布者が皇帝唯一人で余人の関与を許さぬ中国歴朝の元号に比し、日本の中世の年号は、名目上の頒布者である天皇（治天）とは別勢力の幕府が、背後で自己の都合にあわせてその頒布を操るという、およそ年号制度の趣旨とは背馳した実態を呈していた。

前に述べた文和改元の記録に「急ぎ沙汰有るべきの旨、武家これを申す、剩え催促に及ぶ」（『園太暦』）とあるように、幕府が治天広義門院に改元をせき立てている状況もあった。室町幕府は改元一般に無関心であったとの説²⁴もある。例えば、『続史愚抄』暦応元年九月四日条に、「去月二十八日改元事、自仙洞未被仰武家、因至昨武家猶用建武号、此日、武家初聞此事、尋申公家、自今日用暦応号云」²⁵と見えている。建武五年八月二十八日に暦応と改元されたことが幕府に伝達されず、数日後このことを聞いた幕府が公家に尋ねてはじめて知ったのであるから、幕府がさほど改元に関心を払っていたとは思えない。しかし、事実は逆で、幕府が改元を軍事・統治上の有力手段として積極的に利用しているのである。『後鑑』によると、

応安元年（戊申）二月十八日（己未）改元応安、花當三代記云、改元為応安元（治部卿菅原時親朝臣勘進）、迎陽記云、今日改元定也云々、今度依天変地妖病患事、改元由被仰之、三月一日（辛未）改元吉書施行、又改元事被仰関東、花當三代記云、斎藤四郎右衛門尉可参侍所之由、被仰出之、改元吉書施行（武藏、相模、伊豆）持參之、斎藤四郎右衛門尉（于時政所執事代）、同日被仰関東了²⁶

と記述しているように、応安改元（1368）は申詞では天変地妖とされていたが、事

²³ 森茂曉『南北朝公武関係史の研究』文献出版 457-458 頁

²⁴ 新訂増補『国史大系』第13卷 『続史愚抄』前編 吉川弘文館 昭和41年3月30日 544頁

²⁵ 新訂増補『国史大系』第35卷 『後鑑』第2篇 吉川弘文館 昭和40年6月30日 6頁

²⁶ 『続群書類從』補遺一 『満済准后日記』上 東京続群書類從完成会 昭和33年2月15日 497頁

実上は將軍義詮の死による武家の代始改元にほかならない。

やや下っての正長改元（1428）も義持の死による武家代始改元であり、幕府から積極的に申し入れたことによって行なわれた（『建内記』）。また『満済准后日記』正長元年四月条には、次のような幕府が介入する記事がある。

二十七日、（上略）今日改元陣儀及丑半刻許事終云々、仗儀公卿久我右大将、万里少路大納言、勸修寺中納言、洞院中納言、広橋右大弁宰相、以上五人云々、奉行弁政光、年号正長云々、菅長者式部大輔在直卿勘進内云々、此年号事一昨日二十五日歟下光トテ勘者撰進内、内々有奏聞、叢覽之後正長只今勘進内二ハ宜被思召也、但執柄へ可申談旨万里少路大納言時房卿為奉行被仰出云々、執柄御意見、誠今度勘進内セメテハ此年号宜由被申入云々。仍此子細又武家へ申入間、尤珍重由被仰出云々、昨日（二十六日）時房卿来申キ、今日可入寺処。自聖護院明後日（二十九日）室町殿様初申入也、為御相伴可參申旨且時宜趣様被申間留了、

二十九日、今日新年号御祝在之、管領一人着直垂参申了、新年号納覽宮蓋進御前、被加御判云々、其後御一献如形云々、（下略）²⁷

南北朝前半期の改元の諸事例は、軍事状況による場合が多かつたが、平時においても幕府による改元が連続している。康暦改元（1379）も『後鑑』には、「康暦元年（己未）三月二十二日（己丑）改元康暦、是依幕府御沙汰也。花喰三代記云、二十二日改元、爲康暦元。迎陽記云、今日改元定也（中略）近日毎事武家所存也、隨而改元事、去年雖可有沙汰、武家強不可被改之由存候歟、仍于今延引、今日始可有改元之由、内々申之間有沙汰、今度延文（等持院有事）貞治（贈左府有事）等字、不可被用歟之由、内々准后（二条良基）被申之（下略）後愚昧記云、今夜改元定也（中略）年号康暦ニ治定了（下略）」²⁸とあり、又「改元あるべきの旨、武家よりこれを申す」（『愚管記』）とあるので、これが執政細川頼之の要求による改元であり、彼は撰字を自ら決定したことが分る。この時、儒者東坊城秀長は、伝送万里小路と協議して「年号字の事（中略）室町殿の御沙汰、所詮今夜申し談ぜられ、准后治定有るべし」と記録（『迎陽記』）

²⁷ 前掲注（26） 114 頁

²⁸ 新訂増補故実叢書『光台一覧』 明治図書出版社・吉川弘文館 昭和30年12月1日 300-301頁

している。従って、「諸卿評議」の形式は踏んだものの、足利義満の最終決定権は動かしがたいものであった。治天後円融の「仰」が義満の判断の追認にすぎなかつたことは、「嘉慶の事、左府内々御挙号なり、仍てその形勢を知り、万里小路大納言以下これを挙げ申す、仙洞より嘉慶たるべきの旨、仰せ出さる」と(『迎陽記』)に明らかである。

ここに室町殿(足利氏家督)が改元撰字の最終決定を行なうという慣行が定着し、嘉慶三年(1389)の康応改元では、秀長が草した勘文に義満が合点を入れ、等持寺の禅僧らに諮詢したのち、儀仗当日も伝奏勧修寺経重が勘文を義満の内覽に供し、康応の1号に絞り込み、「然るべきの旨、仰せ下され候間、大略治定たるべし」(『迎陽記』)と治天後円融の決裁前に内定している。康応二年(1390)の明徳改元も手続きは同様に進められた。「知輔朝臣仙洞に参り窺い申す、この分明徳内々然るべき字、准后定め仰せらるゝの間、その形勢を仙洞に申し入るゝ歟、仍て帰参、康応二年を改め明徳元年となす」(『迎陽記』)と記録にある如く、治天後円融は半ば強制的に義満の内定を呑まされている。

然るに、次の応永改元(1394)ばかりは、義満の介入が裏目に出で、その意の如くならなかつた事例として注目される。「今度改元の沙汰、実儀は旧院の御事によってその儀出来る歟」(『荒暦』)とあるように、後円融死去の翌年始められた改元手続きは、前左大臣義満が一条経嗣を勘者宣下の奉行に指定し、経嗣の左大臣拝賀着陣を改元前に急がせる等、終始義満のペースで進められていた。ところが東坊城秀長が勘草を義満の内覽に供した時点から、義満は明の洪武に因む洪字を撰字させるようとした。秀長に対し、「大明洪武は廿年余年なり、尤も珍重、洪字の引文有らば勘進すべし、出来たらば、興徳と取り替うべき歟」(『迎陽記』)と強く指示した。既にこの段階で義満は明の冊封体制下に入る事を決意していたと見られるが、年号にもその抱懐する外交政策を反映させようとしたのである。

しかし、義満の意を受けて秀長の勘進した「洪徳」の年号は左大臣一条経嗣の猛反対に遭つた上、七月五日の改元定仗議の席上で中納言坊城俊任・伝奏万里小路嗣房らが痛烈に論難した。指摘された洪徳号の難点は、洪字に水難の凶相があるというほか、永徳以来、「徳」字年号が連続することの不吉であった。日野資教ら義満迎合派の公卿は俊任らの舌峰の前に沈黙を余儀なくされ、結局仗議の結果は日野重光が勘申した応永号が採用、決定され(『成恩寺閑白記』『迎陽記』)義満の推挙した洪徳号は葬られた

のである。この不本意な結果に衝撃を受けた義満は、従来二～三年で改元してきた年号政策を一擲し、逆に朝廷からいかに改元要請があつても改元を許可しないという「不改元政策」に切替え、この改元阻止によって幕府の権威を示す方針に転換した。このため応永号は空前の35年という長期に及んだのである。

戦国・織豊期に入つてからも、改元については、年号勘申者を定め勘文を提出させ、陣儀における難陳を経て正式決定するという手続の形式は守られた。ともかくも改元手続の形式が維持された理由は、改元が武家にとり京都を中心とする「天下」制覇の宣言としての政治的意義があり、それに必要な知識・能力を公家集団がさしあたり排他的に有していたことにあると考えられる。そのため公家は、改元を機会に惣用の支給、所領の回復を執拗に要求できたのであり、彼らは自らの存在意義を賭けて伝統的手續の維持を図つたのである。しかしながら、そのためには別の伝統からの逸脱を敢えて犯さねばならぬというジレンマもあつたのである。中でも、織田信長が天皇に期待した役割は、本願寺との勅命講和などを除けば、改元と官位叙任であった。天正改元（1573年）は將軍義昭の追放後に、「信長よりにわかに」提起されたもの（『御湯殿上日記』元亀四年七月二十一日条）であるが、京都の支配権を握ったものがその象徴的宣言として改元を行なわせることは、戦国期以来の特徴であった。

このように武家が朝廷の年号に異を唱え、改元そのものにも干渉し介入したと見られる事例は、江戸以前から少なからずあつたことが分る。しかも、その傾向が最も顕著になり、改元審議をも左右する状況が恒例化したのは江戸時代である。その1例を伊達隱士の『光台一覧』を見てみよう。

（上略）仮令は、

寛和
享和
正徳

難問人の云々、享の上に有事何ヶ度、和之字下に有事何ヶ度、和漢両朝嘉例凶例申立て難す、夫を只佳例のみの多きを申立て陣答する也、左右大臣、大中納言判して、衆議判の後、奏聞を経られ候、凡三ツ斗書被成候、其砌は改元難陳之次第とて、選者、出処、難問、陳答、批判迄、一冊に書立、((頭書) 五条大内記、式部大輔菅原朝臣爲範勘文) 堂上堂下にて賞見仕事なり、又大意事極り、関東へも被伺候、禁中にて是と

究りても、関東より彼と申來り候得は、替候事も有之、中御門院御即位改元被仰付候刻、御書通御座候、

一翰致啓達候、今般年号改元に付、菅家任例選出之候別紙書付之内、寛和之号可然御内慮候、依之左右相丞中へも勅問有之候処、同意之趣勅答之御事に候、右之趣宜有言上候、恐々謹言

月日失念

条重庭田前大納言殿

保春

土屋相摸守殿

秋元但馬守殿

大久保加賀守殿

井上河内守殿

阿部豊後守殿

如斯被仰遣候処、從関東御返書到来せり、

貴翰致拝見候、今般年号改元に付、菅家任例選出之候別紙書付之内、寛和之号可然御内慮之旨、左右相丞中えも勅問有之候処、勅答同意之趣、于具達上聞候処、正徳之号可然思召候、右之通遂奏聞、宜有御沙汰候、

恐惶謹言

阿部豊後守

井上河内守（正喬）

大久保加賀守

秋元但馬守

土屋相摸守（諱書判）

高野大納言殿

庭田前大納言殿

如新御奉書御返事にて、御沙汰替りて正徳之年号被仰付候、文照院様御代候、²⁹

これによれば、中御門天皇の代始改元は即位後二年目の宝永八年（1711）四月に行われた。この改元に際し、朝廷では例によって学者に年号勘文を徵し、その内寛和に

²⁹ 『日本人の自伝』別巻1 山鹿素行・新井白石・松平定信・勝小吉・中村中蔵 平凡社 1982年9月10日 154頁

決めたい旨の意向を添えて、幕府に勅問した。ところが、幕府から伝奏公卿にあてた返書には、「寛和の号然るべし」と意外なことが記されていた。つまり、幕府は朝廷の意向を無視して、別の案を推挙してきたのである。そのため、朝廷ではやむなく「御沙汰替りて正徳の年号」に勅定したと言う。このように改元の主導権はほとんど幕府側に移っていたのである。

しかし、それにもかかわらず、年号を幕府だけで勝手に決めた例は一つもない。例えば、新井白石が『折焚く柴の記』で「我朝の今に至りて、天子の号令、四海之内に行はるる所は、独り年号の一事のみにこそおはしますなれ」³⁰と述べているのは、如何に幕府側で実質的に審議内定をしても、それを最終的に勅定公布する権限は朝廷側に保持されていたからである。また、改元の儀式次第について『塩尻』の「元禄改元(1688)次第」は次のような記事を残しているが、これは貞享から元禄期の改元儀式を物語るものと言えよう。

条事定並改元定次第

諸卿着仗座

次上卿令官人敷敷

次以官人召外記問諸卿參否

次令官人召寄文書

次上卿授文書於第一公卿見下至最末

次上卿仰參議令讀之

次參議讀文書畢上卿仰可定申之由

次自上薦定申

次上卿仰可召硯之由

次參議召史仰硯事

次上卿仰後日可清書之由於參議

次參議（手永）国解定文等懷中召史令撤硯

次職事下年号勘文

上卿誥申職事仰詞退

次上卿授勘文

³⁰ 『日本隨筆大成』第3期13 吉川弘文館 昭和52年4月12日 197頁

次於第一公卿次第見下
 次上卿令參議讀之
 次上卿仰可定申之由自下謫定之
 次上卿定畢
 次上卿以官人召職事奏聞
 次職事歸來仰可一同之由
 次上卿召留職事於座傍令聞諸卿議定
 次議定畢奏聞
 次職事歸來仰改其年不為其許年之由並詔書事等
 次上卿移着端座
 次上卿以官人召外記問大外記參否
 以上卿召大外記仰詔其趣
 次內記持參詔書之草上卿披見也
 次上卿進弓場奏聞返給
 歸着陣仰清書之事
 次內記持參清書上卿披見畢起座奏聞返給卿着陣
 次上卿以官人召外記問中務太輔參否
 次上卿以官人召中務太輔給詔書
 次弁覽吉書上卿披見之
 次以官人召職事奏聞
 次職事奏聞畢返給上卿誥申職事仰之詞退
 次上卿以官人召弁下吉書弁給申結
 次令官人撤軾
 次諸卿退去
 元祿辰九月三十日改元
 宋史曰、以仁守位、以孝奉先、祈福逮下、侑神照德。惠綏黎元懋達、皇極天祿無疆、
 靈休元迪万葉其昌³¹

³¹ 石井良助編 『徳川禁令考』前集第1 創文社 昭和34年1月10日 199頁

前に触れた通り、江戸時代の年号は文字案を京都で菅原家の儒者が勘申し、それを審議した幕府からの報告と仗議の結論に基づいて新年号が定められた。従って、最終的な決定の権限は、形式的であれ、常に天皇が保持していた。しかしながら、朝廷に僅かに残されていたとされる改元の権利についても、全国への施行は幕府が行なっていた。『徳川禁令考』(第19章)「立制沿革」が改元の事に「幕府ニ於テハ、京報ヲ得ル後、諸大名及ビ諸官ヲ出仕セシメテ、老中列座シ、年号改元ノ旨ヲ公達アリ。諸大名及ビ諸官ハ、幕府ノ公達ヲ得テ、直チニ該領何管下及ビ組支配等へ、本日改元アリシ旨ヲ布達ス。是レ定例ナリ」³²と記したのは、その間の事情を示すものである。同書は続けて、その実例を挙げている。それによると、貞享は二月二十一日に朝廷で改元が決定され、京都所司代から継飛脚で幕府に通知が届き、二十八日に老中から大名へ伝達したと言う。また、元文改元は、四月二十六日に勅定されたが、老中からの布達は五月七日で、この日御三家には新年号の書附が渡され、一般大名は折紙を渡されて年号を書写した様で、改元を承り次第「飛札ヲ差シ越サルベキ事」とある。それ故、この時期の改元については、朝廷と幕府の間で施行の日付が相違することになる。事実、江戸期の改元には、「朝廷での正式の改元日」と「幕府で諸大名へ通知した改元日」の二種が存し、更に各奉行や代官、大名から庶民に通知される日が存したのである。そこで朝廷方、幕府方と二種ある改元の日付を、それぞれ『読史備要』『徳川実紀』によって一覧してみよう。

年号	朝廷改元日	幕府改元日	年号	朝廷改元日	幕府改元日
文禄	二月三十日	(未開府)	延享	二月二十一日	二月二十九日
慶長	十月二十七日	(未開府)	寛延	七月十二日	七月十八日
元和	七月十三日	七月十三日	宝暦	十月二十七日	十一月三日
寛永	二月三十日	二月三十日	明和	六月二日	六月十三日
正保	十二月十六日	十二月二十三日	安永	十一月十六日	十一月二十五日
慶安	二月十五日	二月二十六日	天明	四月二日	四月十三日
承応	九月十八日	九月二十八日	寛政	一月二十五日	二月三日
明暦	四月十三日	四月二十八日	享和	二月五日	二月十三日

³² 永原慶二 『講座前近代の天皇』 第2巻 青木書店 1993年4月1日 12-15頁

万治	七月二十三日	七月三十日	文化	二月十一日	二月十九日
寛文	四月二十五日	五月五日	文政	四月二十二日	五月四日
延宝	九月二十一日	九月二十六日	天保	十二月十日	十二月十六日
天和	九月二十九日	十月九日	弘化	十二月二日	十二月十三日
貞享	二月二十一日	二月二十八日	嘉永	二月二十八日	二月十五日
元禄	九月三十日	十月六日	安政	十一月二十七日	十二月五日
宝永	三月十三日	三月晦日	万延	三月十八日	閏三月一日
正徳	四月二十五日	五月一日	文久	二月十九日	二月二十八日
享保	六月二十二日	七月一日	元治	二月二十日	三月一日
元文	四月二十八日	五月七日	慶応	四月八日	
寛保	二月二十七日	三月三日	明治	九月八日	

これによると、朝廷の改元を受けて幕府が諸大名に改元を布達する迄には四日（寛保の例）から半月程が経過している。勿論元和・寛永度のように、『徳川実紀』が朝廷の改元日を記している例もあるが、幕府の改元が遅延するのは常であり、その間、京都の朝廷周辺では既に新年号が使用されていた。前述した如く一度改元案が関東に下る習わしが江戸中期には成立した様子なので、幕府側も改元がある事は予想していただろうしが、果たしてその改元予定日を幕府側に通告していたか（前もって京都改元日を幕府が知っていたか）は不明である。改元通達のための諸大名の出仕登城は『徳川実紀』に載っているが、大方は「月次出仕」の際に改元の他のことも伝達された様子である。幕府改元日の大半は1日か月末、15日が多く、他は節会の日などが散見するのほどのためではないだろうか。

さらに、久保貴子の研究によると、朝廷側の権限を規制し、公家の行動を統制強化するため、幕府は朝廷で行なわれる改元手続きに深く干与しており、年号の文字選定も朝幕の協議の上で決めていたが、しだいに幕府の発言権が強化され、宝永改元に至っては朝廷の案をすべて拒否し勘文のやり直しを命じている。また、享保改元の際には、それまで唯一朝廷が保持していた改元日の選定（制定）権も奪っている。さらに、幕府は天皇代始改元を否定し、將軍代始改元を実現しようとする意図があったと考えられることも明らかにしている。このように改元に関しては、七代家継政権期までは

幕府の高圧的な姿勢が目立っていた。ただし、八代吉宗以降になると、朝幕の双方にあった改元の発議権が朝廷側に移行し、天皇の代始改元が定着し、元号の文字も朝廷側の意向がほぼ受け入れられるように変わっていくと言う³³。

4. おわりに

年号は日本人にとって最も身近な制度で、日常生活で年を表わす時、普通平成十九年の如く年号で表記する。現行元号法（昭和五十四年六月十二日公布施行）によつて、日本では公的紀年は年号を使用することが規定されており、西暦の使用も一般に普及しているものの制度的には年号が主、西暦は従の実情にある。

時をどのように表記するかということになると、暦が基準となるが、周知の如く、日本と中国ともに近代化の過程で伝統的な太陰太陽暦（農暦）から太陽暦（グレゴリオ暦）への切替えが行なわれ、日本では明治六年（1873）、中国では民国元年（1912）から欧米と同一の太陽暦を使用している。しかるに中国では辛亥革命により二千余年続いた年号が廃止されて民国紀年となり、今日中華民国（台湾）ではそれが使われ、中華民国何年と表示されている。その一方、中華人民共和国では成立（1949）以来、紀年に西暦を採用して現在に至っている。日本ではグレゴリオ暦を使用しつつ依然として千余年来の年号を襲用し現代に及んでいるのである。即ち中国は欧米と同じキリスト紀元（西暦）・グレゴリオ暦のセットで年月日を表すのに比し、日本では中国起源の年号とグレゴリオ暦のセットが使用されており、世界で他に類のないユニークな紀年法を残している。

参考文献

- (1) 所功『年号の歴史—元号制度の史的研究—』雄山閣 平成元年4月5日
- (2) 所功「日本の年号」雄山閣 昭和52年2月25日

³³ 永原慶二 『講座前近代の天皇』 第2巻 青木書店 1993年4月1日 12-15頁

